

退職金請求書について

- 退職金の支払いは、請求書を受付してから**1ヶ月**かかります。
(必要書類の不備や請求書記入欄への正確な記載がされていない場合は、支払いが遅れることがありますのでご了承下さい。)
- この退職金請求書は自動読取処理を行いますので、**枠内**に黒のボールペンではっきりとご記入下さい。
- 退職金の請求資格は次のとおりです。
・被共済者が清酒製造業で働くことをやめたなど退職金請求事由に該当し、かつ、掛金納付月数が**24月**以上の実績がある場合に退職金を請求することができます。なお、遺族請求の場合は12月以上です。
月数の計算は貼られた証紙の日数を15日で割って算出します。(端数は小数点第1位四捨五入)
- 退職金の請求のしかた・必要書類について
・退職金請求書に**共済手帳**と**退職所得の受給に関する申告書**(退職所得申告書)、**振込先金融機関の口座内容が確認できる書類**、**住民票**(マイナンバー(個人番号)のあるもの、発行年月日から3か月以内、コピー不可、住民票謄本の場合は切り離し無効)、**身元確認書類の写し**を添えて各都道府県支部にご提出ください。
・遺族請求の場合は、被共済者と請求人の関係等により戸籍謄本等の提出書類が異なりますので、詳細については提出先となる各都道府県支部または本部へお問い合わせください。
- 個人情報について
・お預かりした個人情報については、法令等に基づき適正な管理と保護に努めており、退職金支払等業務上必要な範囲で利用いたします。

退職金請求書の記入方法について

1. 請求書上部の記入例

様式 第 007号 **S5** 退職金請求書(清退共)

清酒製造業退職金共済事業本部 殿

「退職金請求書」の他に、必要な書類(「退職金請求書類早見表」を参照)があります。

1. 退職金を請求される方についてご記入下さい。

請求年月日	令和 08 年 10 月 10 日	退職金請求事由発生年月日	平成 <input type="checkbox"/> 令和 <input checked="" type="checkbox"/> 08 年 09 月 30 日
現住所	〒 170-0013 東京 豊島 区 東池袋	氏名	トウキョウ トシマク ヒカシイケフクロ
被共済者番号	11-1111	被共済者氏名	セイシュ タロウ
性別	男 <input checked="" type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	生年月日	平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 令和 <input checked="" type="checkbox"/> 38 年 05 月 07 日
請求事由	6	源泉徴収票	要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/>
交付年度	平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 <input type="checkbox"/> 30 年度		

※太線内のみご記入下さい

退職金を請求する方の住所、氏名、郵便番号及びフリガナを記入して下さい。

被共済者番号、被共済者の氏名を記入して下さい。

請求事由の該当番号を下記3から選び記入して下さい。

源泉徴収票が必要な場合は、この欄にシ点を記入して下さい。

2. 振込金融機関の記入例

退職金は、請求人個人の普通預金口座に振り込みます。

金融機関名・口座名義人名(カタカナ)・口座番号を記入して下さい。
(漁業協同組合・ネットバンクは取扱っておりません。)

金融機関名、支店名、口座名義、口座番号のわかるものの写しを必ず添付してください。
(通帳の見開きコピー、キャッシュカードのコピーなど)

ゆうちょ銀行口座への振込を希望される方

ゆうちょ銀行口座へ振込する場合の変換方法

ゆうちょ銀行の「番号」
001234511 ←口座番号は「番号」の最後の「1」を削除
↓
振込用の「口座番号」
0012345

この番号を記載

2. 振込口座を指定してください。

振込方法	<input checked="" type="checkbox"/> 口座振込	添付書類	次のいずれかの書類を用意してください。 ※金融機関名・支店名、口座名義、口座番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 通帳の見開きコピー <input type="checkbox"/> キャッシュカードのコピー <input type="checkbox"/> 紹介画面の印刷 コピーは原寸大に切り取らずA4サイズの中央にコピーしてください。
金融機関名	[東西] 信用金庫 [池袋] 支店		
口座名義人(カタカナ)	[請求人と同じ] セイシュ タロウ		
預金種目	普通預金	口座番号(右詰めで記入※)	金融機関コード
		0012345	999123

口座番号が6ケタ以下の場合、番号の先頭に「0」を加えて記入して下さい。

3. 退職金の請求事由とその証明

請求事由欄に記入した番号に該当する**必要な証明を証明欄に必ず**受けて下さい。

請求事由	必要とする証明
1. 独立して事業を始めた	最後の事業主・酒造組合(連合会)・杜氏組合のいずれかの証明
2. 無職になった	最後の事業主・酒造組合(連合会)・杜氏組合のいずれかの証明
3. 清酒製造業以外の事業主に雇われた	現在雇用されている事業主の証明
4. 清酒製造業の常用従業員になった	現在雇用されている清酒製造業の事業主の証明
5. けが又は病気のため仕事ができなくなった	最後の事業主・酒造組合(連合会)・杜氏組合のいずれかの証明又は医師の診断書
6. 満55歳以上になった	住民票(原本)
7. 本人が死亡した	戸籍謄本(コピー不可、被共済者と請求人との続柄等を証明するもの)、詳細については、ご提出先となる各都道府県支部へお問い合わせ下さい。

「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」について

- 退職金を請求する場合は「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」を提出して下さい。
ただし、遺族請求の場合は提出する必要はありませんが、下記の「2. 個人番号取得のための書類について」をお読み下さい。
また、申告書の提出（記入）がない場合は、退職金の20.42%（復興特別所得税を含む）に相当する額を源泉徴収いたします。
- この申告書の提出にあたっては、あなたの「現住所」・「氏名」・「個人番号」・「その年1月1日現在の住所」、退職金請求書の退職所得確認欄の区分に応じて記入して下さい。
・退職所得確認欄が「A」の場合は、申告書のA欄のみご記入下さい。
・退職所得確認欄が「B」及び「C」の場合は、申告書のA欄のほか、他にも退職金手当等を受けたときの源泉徴収票をもとに、それぞれ該当する欄（B・C・E欄の各欄）にご記入下さい。
- B欄に該当する場合は、源泉徴収票又はその写しを添付して下さい。

1. 申告書の記入例

記入例（退職所得確認欄が区分Aの場合）

退職金請求書に記入した請求年月日と同じ日を記入して下さい。

退職請求事由の発生した年を記入して下さい。

8年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書

現住所を記入して下さい。

氏名を記入して下さい。

個人番号を記入して下さい。

退職した年の1月1日現在の住所（住民登録していた住所）を記入して下さい。
なお、上記住所と同じ場合は、「同上」と記入して下さい。

③は記入しないで提出して下さい。

退職手当の支払者の	〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1 ニッセイ池袋ビル 20階	あなたの	〒170-0013 東京都豊島区東池袋〇〇〇
所在地（住所）	東京都豊島区東池袋 1-24-1 ニッセイ池袋ビル 20階	現住所	東京都豊島区東池袋〇〇〇
名称（氏名）	独立行政法人 勤労者退職金共済機構 清酒製造業退職金共済事業本部	氏名	清酒 太郎
法人番号（個人番号）	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。 7013305001903	個人番号	012345678990
		その年1月1日現在の住所	同上

このA欄には、全ての方が、記載してください。（あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。）

① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日	8年 9月 30日	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間
A 退職の区分等	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 障害	うち特定役員等勤続期間
		うち一般勤続期間との重複勤続期間
		うち短期勤続期間との重複勤続期間
		うち短期勤続期間

生活扶助の有 有 無

(A欄)：清退共について

- ・退職請求事由発生年月日を記入して下さい。
- ・退職した年の1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている方は、生活扶助の「有」に、その他の方は、「無」に必ず✓をして下さい。
- ・在職中に障がい者になったことに直接起因して退職した方は、「障害」に✓をして、[]内に障がいの状態、身体障害者手帳の交付年月日をご記入のうえ、身体障害者手帳の写しを添付して下さい。その他の方は、「一般」に必ず✓をして下さい。

2. 個人番号取得のための書類について

退職金請求事由発生年月日が平成28年1月以後に該当し退職金請求する場合、清退共における身元確認書類としての「住民票(原本)」のほか、税務署への「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」の提出にあたり退職金請求される被共済者の方すべてに、個人番号及び身元確認のための下記の書類の提出が必要となります。

なお、退職金の請求事由が「7」に該当される方(被共済者本人が死亡されご遺族が請求人になる場合)は、税務署所定の法定調書(支払調書)を清退共が作成する必要があること、法定調書には被共済者(死亡されたご本人)に加え、請求人(ご遺族)の個人番号を記載する必要があります。このため被共済者(死亡されたご本人)、請求人(ご遺族)の個人番号及び身元確認のための下記の書類の提出をお願いいたします。

個人番号及び身元確認のための提出書類（IまたはIIの提出が必要です）

	個人番号の確認のための書類		身元の確認のための書類
I	個人番号カード（※1 表面と裏面の写し）		
II	個人番号付住民票の原本 (または通知カードの写し※3)	+	運転免許証、パスポート、資格の証明書 健康保険の資格確認書※4、年金手帳、 在留カード、特別永住者証明 等の写し (※2 いずれか1点の添付)

- 注) 個人番号付住民票については、退職金請求時に添付いただく住民票(原本)と個人番号確認書類及び身元確認書類と兼用できますが、その場合には、個人番号付住民票については、原本の提出をお願いいたします。
- ※1 顔写真の表示のある個人番号カードは、表面と裏面の写しを提出いただくことで個人番号と身元確認書類となります。
 - ※2 顔写真の表示がない身元確認書類としては、二種類の提出が必要です。清退共における身元確認書類として住民票を添付していたことから、住民票以外の身元確認書類をもう一種類提出して下さい。
 - ※3 通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているときは、引き続き通知カードを個人番号確認書類として使用できます。
 - ※4 健康保険の資格確認書をコピーする際は、記号・番号は読み取れないようにマスキングをしてください。

郵送する場合は、「簡易書留」でお願いします
退職金請求書提出先支部一覧

R7.12.1現在

支部名	郵便番号	住 所	電話番号
東京都	190-0022	立川市錦町1-1-23	東京都酒造組合連合会 042-524-3033
神奈川県	243-0014	厚木市旭町1-17-11	神奈川県酒造組合 046-228-6194
千葉県	260-0013	千葉市中央区中央4-13-7	千葉県酒造組合 043-222-0686
山梨県	400-0043	甲府市国母4-15-5	山梨県酒造組合 055-224-4368
埼玉県	360-0031	熊谷市末広2-133	埼玉県酒造組合 048-521-0926
茨城県	310-0063	水戸市五軒町1-4-19	茨城県酒造組合 029-221-2698
栃木県	321-0905	宇都宮市平出工業団地9番25号 栃木県 JA ビル4階	栃木県酒造組合 028-678-4411
群馬県	379-2165	前橋市上長磯町300-1	群馬県酒造組合 027-261-3131
長野県	380-0921	長野市大字栗田字西番場205-6	長野県酒造組合 026-227-3133
新潟県	951-8116	新潟市中央区東中通2番町292-2	新潟県酒造組合 025-229-1218
大阪府	530-0043	大阪市北区天満3-5-19 北酒類会館1階	大阪府酒造組合 06-4792-8533
京都府	612-8362	京都市伏見区西大手町322-2	京都府酒造組合連合会 075-611-4115
兵庫県	658-0046	神戸市東灘区御影本町5-10-11	兵庫県酒造組合連合会 078-841-1101
奈良県	635-0015	大和高田市幸町2-33	奈良県酒造組合 0745-51-3388
和歌山県	640-8249	和歌山市雑賀屋町16 和歌山納税協会会館3階	和歌山県酒造組合 073-431-2924
滋賀県	520-0806	大津市打出浜2-1 コラボしが21 1階	滋賀県酒造組合 077-522-3070
北海道	062-0902	札幌市豊平区豊平2条1丁目1-1 第7ナベビル	北海道酒造組合 011-887-0047
宮城県	980-0011	仙台市青葉区上杉2-3-1	宮城県酒造組合 022-222-3131
岩手県	020-0063	盛岡市材木町2-26 近三ビル3階302号室	岩手県酒造組合 019-623-6121
福島県	960-0112	福島市南矢野目古屋敷54-11	福島県酒造協同組合 024-573-2131
秋田県	010-0944	秋田市川尻若葉町1-12	秋田県酒造組合 018-863-6455
青森県	038-0059	青森市大字油川字柳川1-3	青森県酒造組合 017-764-0040
山形県	990-0041	山形市緑町1-7-46	山形県酒造組合 023-641-4050
愛知県	453-0016	名古屋市南中村区竹橋町5-5 さかえビル1階	愛知県酒造組合 052-451-8211
静岡県	420-0047	静岡市葵区清閑町4-18	静岡県酒造組合 054-255-3082
三重県	514-0007	津市大谷町141-4	三重県酒造組合 059-226-2297
岐阜県	500-8367	岐阜市宇佐南4-14-20	岐阜県酒造組合連合会 058-201-6001
石川県	920-0842	金沢市元町2-13-33	石川県酒造組合連合会 076-251-2115
福井県	910-0347	坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1-16 福井県産業情報センター6階	福井県酒造組合 0776-66-1234
富山県	930-0085	富山市丸の内2-2-10	富山県酒造組合 076-425-1851
広島県	730-0017	広島市中区鉄砲町9-17	広島県酒造組合 082-221-9338
山口県	754-0001	山口市小郡上郷1755-1	山口県酒造組合 083-973-1710
岡山県	700-0983	岡山市北区東島田町1-8-5 岡山小売酒販会館2階	岡山県酒造組合 086-207-2820
鳥取県	689-4182	西伯郡伯耆町丸山1740-50	久米櫻酒造(有) 090-4692-0896
島根県	690-0011	松江市東津田町1258-1	島根県酒造組合 0852-26-5595
香川県	760-0025	高松市古新町4-2	香川県酒造組合 087-821-3669
愛媛県	790-0842	松山市道後湯之町10-7	愛媛県酒造組合 089-913-8030
徳島県	771-0202	板野郡北島町太郎八須字西ノ瀬34-8 (株)ネオビエント内	徳島県酒造組合 088-678-2251
高知県	780-0843	高知市廿代町15-1	高知県酒造組合 088-823-3558
福岡県	812-0054	福岡市東区馬出1-24-36	福岡県酒造組合 092-651-4591
佐賀県	840-8508	佐賀市駅南本町6番14号	佐賀県酒造組合 0952-24-3201
長崎県	854-0006	諫早市天満町6-11	長崎県酒造組合 0957-22-7272
熊本県	860-0073	熊本市中央区島崎1-7-21	熊本県酒造組合連合会 096-354-4888
大分県	870-0818	大分市新春日町1-3-43	大分県酒造組合 097-543-9901
鹿児島県	892-0836	鹿児島市錦江町8-15	鹿児島県酒造組合 099-222-1455
宮崎県	880-0801	宮崎市老松2-1-37	宮崎県酒造組合 0985-23-5165
沖縄県	900-0001	那覇市港町2-8-9	沖縄県酒造組合 098-868-3727

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

清酒製造業退職金共済事業本部

<https://www.seitaikyo.taisyokukin.go.jp/>

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル

TEL 03(6731)2887 FAX 03(6731)2890

清退共

検索